*対応方法欄の対応例を削除又は編集し、具体的な措置について記入してください。*

【一般則】技術基準適合表（第二種製造者　移動式製造設備　30㎥/日未満）

＜対象ガスの例＞

液：液化ガス　燃：可燃性ガス　毒：毒性ガス　酸：酸素ガス　特不：特定不活性ガス

特：特殊高圧ガス　ア：アセチレンガス　五ヒ：五フッ化ヒ素等　三窒：三フッ化窒素

空：圧縮空気　エ：酸化エチレン　水：水素

＜高圧ガス保安法　法律第１２条第１項関係＞

**製造施設の位置、構造及び設備に係る事項**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 規則 | 対象ガス | 内容 | 対応方法（必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| 12 | １ | ２ |  | 第８条の準用 | * **一般則第８条第１項第１号から第４号まで**の基準に適合すること**［別表１］**
 |  |

**［別表１］**一般則第８条第１項の準用

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 規則 | 対象ガス | 内容 | 対応方法（必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| ８ | １ | １ |  | 製造施設の場所 | * 製造施設は、引火性又は発火性の物をたい積した場所の付近にないこと
 | 添付資料No. |
|  |  | ２ |  | 警戒標【参照】例示基準１ | **対象外：在宅酸素療法用（120L未満の容器から２L以下の容器への充塡用設備）*** 製造作業中、外部から見えやすいように警戒標を掲げること
 | 添付資料No. |
|  |  | ３ |  | 第６条の準用 | * **一般則第６条第１項第11号から第13号**の基準に適合すること**［別表２］**
 |  |
|  |  | ４ | 燃酸特不三窒 | 消火設備【参照】例示基準31 | * 消火設備を適切な箇所に設置すること
 | 添付資料No. |

**［別表２］**一般則第６条第１項の準用

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 規則 | 対象ガス | 内容 | 対応方法（必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| ６ | １ | 11 |  | 耐圧試験【参照】製造細目告示４条例示基準７ | ・耐圧試験の試験方法を示すこと（認定品等（大臣認定者試験品、KHK検査品、特定設備検査品等）を除く。）※機器一覧表等に、認定等の有無を記載する | 添付資料No. |
|  |  | 12 |  | 気密試験【参照】製造細目告示５条例示基準７　　　　 | * 気密試験の範囲及び試験方法を示すこと

※フローシート等に、試験範囲を図示する | 添付資料No. |
|  |  | 13 |  | 高圧ガス設備の強度【参照】例示基準８ | * 構造図を示すこと
* 強度計算書等を示すこと（認定品等を除く。）

※強度計算に使用した箇所（最小肉厚部）を図示する・例示基準又は特定則の規定に基づく強度計算ができない構造を有する高圧ガス設備の場合、強度の確認方法を示すこと | 添付資料No. |

＜高圧ガス保安法　法律第１２条第２項関係＞

**製造の方法に係る事項**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 規則 | 対象ガス | 内容 | 対応方法（必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| 12 | ２ | １ |  | 容器充塡時の火気取扱施設等との距離 | * 高圧ガスを容器に充塡するときは、火気を取り扱う施設、多数の人が集合する場所又は引火性、発火性の物が堆積した場所から５ｍ以内でしないこと
 | 添付資料No. |
|  |  | ２ |  | 第６条の準用 | * **一般則第６条第２項第１号イ、ハ、ニ及びヘ、第２号ロ、ニ、ホ及びト、第３号イからハまで及びホ、並びに第４号から第８号まで**の基準に適合すること**［別表３］**
 | . |
|  |  | ３ | 酸三窒 | 油脂類の除去及び可燃性パッキンの使用不可 | * 容器に充塡するときは、バルブや容器に付着した石油類又は油脂類を除去すること
* 容器とバルブの間には可燃性のパッキンを使用しないこと
 | 添付資料No. |
|  |  | ４ |  | 充塡時のバルブ、枝管の加熱時の措置 | * 充塡時にバルブ等を加熱する場合は、規則で定める方法で行うこと
 | 添付資料No. |
|  |  | ５ |  | シアン化水素の移充塡 | * シアン化水素を別の容器に充塡するときは、規則で定める方法で行うこと
 | 添付資料No. |
|  |  | ６ |  | 車両に固定された容器への充塡【参照】県事務処理要綱3 | * 車両に固定された容器（燃料用容器に限る）には、充塡しないこと（第一種製造事業所内又はあらかじめ届け出た場所である場合を除く）
 | 添付資料No. |

**［別表３］** 一般則第６条第２項の準用

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 規則 | 対象ガス | 内容 | 対応方法（必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| ６ | ２ | １イ |  | 安全弁等の止め弁の全開 | * 安全弁又は逃し弁に付帯して設けた止め弁は、修理又は清掃など必要な時以外は、常に全開にすること

※誤操作を防止するための措置（封印、ハンドル取外し等）を明示する | 添付資料No. |
|  |  | １ハ |  | 圧縮禁止のガス | * 規則に掲げるガスを圧縮しないこと
 | 添付資料No. |
|  |  | １ニ | ア | アセチレンガスの希釈剤の添加【参照】例示基準42 | **対象：アセチレンを2.5ＭＰa以上の圧力で充塡する場合*** 希釈剤を添加すること

  | 添付資料No. |
|  |  | １ヘ | 三窒 | 充塡容器のバルブの操作 | * 三フッ化窒素の充塡容器等のバルブは、静かに開閉すること
 | 添付資料No. |
| 充塡の基準 |
|  |  | ２ロ | 注１ | 容器への充塡時の措置 | * 継目なし容器に充塡するときは、あらかじめ、その容器の音響検査を行うこと
* 音響不良の容器は、内部検査を行い、内部に腐食、異物等があるときは、当該容器を使用しないこと
 | 添付資料No. |
|  |  | ２ニホト | アエ酸三窒 | 指定ガスの充塡時の措置【参照】例示基準45（アセチレン） | * 規則で定める条件で充塡を行うこと

※充塡時の管理方法（設備や作業要領等）を明示する | 添付資料No. |
|  |  | ３イ～ハホ |  | 指定ガスの充塡後の措置【参照】例示基準46　　　　例示基準47 | * 規則で定める条件で充塡を行うこと
 | 添付資料No. |
| 設備管理の基準 |
|  |  | ４ |  | 製造設備の点検及び異常時の措置【参照】例示基準49 | * 当該設備の属する製造施設の異常の有無の点検を、使用開始及び使用終了時、そのほか設備態様に応じ１日1回以上行うこと
* 点検時に異常が発覚したときは危険を防止する措置を講ずること
 | 添付資料No. |
|  |  | ５イ |  | 修理又は清掃の作業計画等の作成【参照】例示基準50 | * 修理等を行うときは、作業計画及び作業の責任者を定めること
* あらかじめ関係者に周知し、当該責任者の監視の下に行うこと
* 作業時に異常があったときは、直ちに当該責任者に通報するための措置を講ずること
 | 添付資料No. |
|  |  | ５ロ | 燃毒特不酸 | 修理又は清掃時の措置【参照】例示基準50 | * 修理時、ガス種に応じて危険を防止するための措置を講ずること
 | 添付資料No. |
|  |  | ５ハニ |  | 修理又は清掃時に設備を開放等するときの措置【参照】例示基準50 | * ガス設備を開放し、又は設備内に入るときは、危険を防止するための措置を講ずること
* 開放して修理等をするときは、開放する部分に他の部分からガスが漏えいすることを防止するための措置を講ずること
 | 添付資料No. |
|  |  | ５ホ |  | 修理又は清掃終了後の措置【参照】例示基準50 | * 修理等が終了したときは、当該ガス設備が正常に作動することを確認した後でなければ製造を行わないこと
 | 添付資料No. |
|  |  | ６ |  | バルブに過大な力を加えない措置【参照】例示基準51 | * バルブを操作する場合は、過大な力を加えないよう必要な措置を講ずること
* 過大な力がかかることを防止するため、適切な維持管理をすること
 | 添付資料No. |
| エアゾールの製造の基準 |
|  |  | ７ |  | エアゾール等の製造【参照】例示基準52 | * 高圧ガス保安法適用の容器にエアゾール等を充塡する場合には、本号の基準に従って行うこと
 | 添付資料No. |
| 容器置場の基準 |  |  |  |  | * 2-01と同様
 |
|  |  | ８イロ |  | 容器置場の区分 | * 充塡容器と残ガス容器は区分すること
* 可燃性ガス、毒性ガス、酸素の容器等は区分すること

※容器置場の平面図等に、ガス種毎の配置場所を明示する | 添付資料No. |
|  |  | ８ハ |  | 容器置場に置くことができるもの | * 計量器など作業に必要なもの以外置かないこと
 | 添付資料No. |
|  |  | ８ニ | 注2 | 火気等の制限【参照】例示基準53 | * 容器置場の周囲２ｍには、火気の使用を禁じ、引火性または発火性の物を置かないこと
* 火気等からの距離が２ｍ未満の場合には、火気等から有効に遮る措置を講ずること

※平面図等に、火気使用制限範囲を明示する | 添付資料No. |
|  |  | ８ホへ |  | 容器の温度【参照】県指導指針４(７)［別表４］ | * 充塡容器等は、常に40℃（超低温容器又は低温容器にあっては，容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの）以下に保つこと
* 圧縮水素運送自動車用容器は、65℃以下に保つこと
 | 添付資料No. |
|  |  | ８ト |  | 転落転倒防止措置【参照】例示基準54 | **対象：内容積５Ｌ超える容器*** 転落、転倒を防止する措置を講じ、粗暴な扱いをしないこと
 | 添付資料No. |
|  |  | ８チ | 燃 | 容器置場の燈火 | * 容器置場に携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと
 |  |

注１：圧縮ガスはアセチレン以外、液化ガスは液化アンモニア、液化炭酸、液化塩素のみ

注２：不活性ガス（特定不活性ガスを除く）及び空気以外のガス

＜高圧ガス保安法　法律第２３条関係＞

**移動に係る事項（車両に固定した容器により高圧ガスを移動する場合）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 規則 | 対象ガス | 内容 | 対応方法（必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| 49 | １ | １ |  | 警戒標【参照】例示基準１ | * 車両の見えやすい箇所に警戒標を掲示すること
 | 添付資料No. |
|  |  | ２イハニ |  | 集結容器【参照】例示基準63例示基準64 | * 容器相互及び集結容器と車両とを緊結すること
* 容器ごとに元弁を設けること
* 充塡管に、安全弁、圧力計及び緊急脱圧弁を設けること
 | 添付資料No. |
|  |  | ２ロ～ニ |  | 集合容器【参照】例示基準63の２例示基準64 | * 容器とフレーム及び集合容器と車両とを適切に固定すること
* 容器ごとに元弁を設けること
* 充塡管に、安全弁、圧力計及び緊急脱圧弁を設けること
 | 添付資料No. |
|  |  | ３ |  | 一般複合容器等の期限 | * 一般複合容器等であって刻印等により示された年月から15年を経過したもの及び充塡可能期限年月を経過したものは移動に使用しないこと
 |  |
|  |  | 4 |  | 充塡容器等の温度【参照】例示基準65 | * 充塡容器等は常に40度以下に保つこと
* 液化ガスの場合、温度計、又は圧力計及び温度－圧力換算表を設けること
 | 添付資料No. |
|  |  | 5 |  | 充塡容器等の防波板【参照】例示基準66 | * 液化ガスの充塡容器にあっては、液面揺動を防止するための防波板を設けること
 | 添付資料No. |
|  |  | 6 |  | 高さ検知棒の設置【参照】例示基準67 | * 地盤面に対し、容器の高さが車両の高さを超える場合は、高さ検知棒を設けること
* 検知棒の先端が、容器の頂部より10㎝以上高くなるように取りつけること

※車両図面等に示す | 添付資料No. |
|  |  | 7 |  | 後部取出し式の容器元弁と後バンパの距離 | **対象：後部取出し式容器*** 容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブと車両の後バンパの後面との水平距離が40㎝以上であること
 | 添付資料No. |
|  |  | 8 |  | 後部取出し式容器以外の容器と後バンパの距離 | **対象：後部取出し式容器以外*** 容器の後面と車両の後バンパの後面との水平距離が30㎝以上であること
 | 添付資料No. |
|  |  | 9 |  | 附属品操作箱【参照】例示基準68 | * 容器元弁、緊急遮断装置等は堅固な操作箱の中に収納すること
* 操作箱の位置は車両の右側面以外とすること
* 操作箱と車両の後バンパの後面との水平距離が20㎝以上であること
 | 添付資料No. |
|  |  | 10 |  | 突出した附属品の損傷防止措置【参照】例示基準69 | * 突出した附属品の損傷を防止するための措置を講ずること
* 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の液化ガスの場合は、保護枠等の措置を講ずること
 | 添付資料No. |
|  |  | 11 | 燃毒特不酸 | 液面計【参照】例示基準70 | * 損傷しやすい材料を用いた液面計を使用しないこと
 | 添付資料No. |
|  |  | 12 |  | バルブの開閉【参照】例示基準71 | * バルブ又はコックには、開閉の方向または開閉状態が容易に識別できるようにすること（浮出し又は表示板の取付け等により明示）
 |  |
|  |  | 13 |  | 移動開始時及び終了時の点検等【参照】例示基準72 | * 日常点検を実施し点検表に記録すること
 |  |
|  |  | 14 | 燃特不酸三窒 | 消火設備及び資材等【参照】例示基準73 | * 消火設備及び災害防止のために必要な資材及び工具等を携行すること

※積載する消火器等の能力や本数を明示する※携行する資材、工具類のリストを明示する | 添付資料No. |
|  |  | 15 | 毒 | 毒ガスの保護具及び応急措置に必要な資材等【参照】例示基準74 | * 例示基準に記載する保護具を積載すること

※積載する保護具、資材及び工具類のリストを明示する | 添付資料No. |
|  |  | 16 |  | 駐車 | **対象：駐車(高圧ガスを受け入れ又は送り出すときを除く)する場合*** 駐車する場合には、人口密集地を避けること
* 移動監視者又は運転者は、やむを得ない場合を除き、車両を離れないこと
 |  |
|  |  | 17イ～ハ | 燃毒酸液水特 | 移動監視者 | * 規則で定める高圧ガスを移動する場合には、移動監視者をたてる

こと |  |
|  |  | 18 |  | 免状の携帯 | **対象：移動監視者が必要となる場合**・移動監視者は、その資格を示す書類を携帯すること |  |
|  |  | 19イ～ハ | 燃毒酸液水特 | 事故発生時の連絡措置【参照】例示基準75 | **対象：移動監視者が必要となる場合**・荷送人連絡先、防災事業所一覧、緊急連絡網、事故時の措置等を連絡のための措置を講ずること |  |
|  |  | 20イ | 燃毒酸液水特 | 運搬経路 | **対象：移動監視者が必要となる場合**・繁華街や人ごみを避けた運転経路を計画すること |  |
|  |  | 20ロ | 燃毒酸液水特 | 運転時間 | **対象：移動監視者が必要となる場合**・規則で定める条件に該当する場合には、交代運転手をたてること |  |
|  |  | 21 | 燃毒酸特不 | 移動時の注意書の携帯 | ・イエローカード等を携帯すること |  |
|  |  | 22 | 水 | 圧縮水素運送自動車用容器の温度及び劣化防止措置【参照】例示基準75の2 | * 容器の温度の上昇を防止するための措置を講ずること
* 劣化を防止するための措置を講ずること
 | 添付資料No. |

**［別表４］**

＜県指導指針＞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 指針 | 対象ガス | 内容 | 対応方法 | 備考 |
| 条 | 号 |
| ４ | ３ | 液酸 | 移動式製造設備と病院建物の距離 | **対象：病院に設置されたＣＥに充塡する移動式製造設備の設置位置*** 病院の建物から5ｍ以上の距離を確保すること

※ローリーの停車位置、障壁等を、敷地平面図に明示する | 添付資料No. |
|  | ４ | 燃 | 高圧ガス設備と火気との距離 | * 高圧ガス設備の周囲2ｍ内における、火気の使用を禁じる措置を講ずること（警戒標の設置や防火壁、障壁の設置等）

※火気使用制限範囲を敷地平面図等に明示する  | 添付資料No. |